

## 令和4年度のPRISMの配分について（議事要旨）

令和3年11月18日  
SIP/PRISM 総括

令和3年11月18日のガバニングボードにおいて、PRISMの配分方針について審議し、令和4年度の配分から、下記の方針を進めることが了解された。

## 記

## 審議項目1：複数回の配分時期の見直し

## (1) 現状・課題

- PRISMは単年度予算であるが、機動的かつ柔軟に政策課題に対応するため、年度内に複数回（6月、9月、11月）の配分の機会を設けるとともに、複数年度にわたって継続的に配分すること（前年度から継続して4月に配分）も可能としてきたところ。
- 複数回の配分については、有効に機能した事例もあるが、年度後半の配分は実施期間が限られるため、各府省庁の提案内容も限定され、必ずしも有効に機能しなかった事例も生じている。

## (2) 令和4年度の方針

- 11月配分を原則として実施しないこととし、9月までに配分を行うこととする。ただし、6月に十分な提案がない場合も考えられるため、9月配分の機会も確保する。
- また、6月配分の募集に当たっては、各府省庁に対して、統合イノベーション戦略等を踏まえた積極的な提案を働きかけることとする。

## 審議項目2：複数年度にわたって配分する場合の考え方

## (1) 現状・課題

- PRISMは単年度予算であるが、各府省庁の施策を誘導するうえで、初年度にフィージビリティスタディ（FS）を実施し、次年度に具体的な研究を実施する場合など、複数年度にわたって継続的に効果を検証することが有効である場合もあることから、年度ごとに目標を定め、年度末に達成状況について評価を行ったうえで、複数年度にわたって配分することも可能としてきた。
- 複数年度にわたっての配分については、最長で4年配分した実績があるが、配分を続けるうちに、PRISM本来の各府省庁の施策誘導に疑義を呈されるようになった事例も見られる。

## (2) 令和4年度の方針

- 複数年度にわたっての配分は、各府省庁の施策を誘導するうえで、複数年度にわたって継続的に効果を検証する必要がある場合に認められるものであって、年度ごとにPRISMとして検討すべき課題があり、効果の検証ができた時点で、各府省庁の元施策に反映する必要があることを明確にする。
- 具体的には、「当該年度の目標を達成できているが、各府省庁の元施策への反映が期待できない」、「PRISMとしてはこれまでの成果により十分な効果が検証できており、今後は各府省庁の元施策の中で実施していくべき」といった場合には、複数年度にわたっての配分を認めないこととする。
- なお、配分時期は従前どおりとする。

(以上)